第七条第一項第一号中「二百七十九万六千円」を「二百八十万九千二百円」に改め、同項第二号中「二百二十三万六千八百円」を「二百二十四万七千六百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十七万三千六百円」を「八十七万八千四百円」に改め、同項第二号中「六十九万九千六百円」を「七十万三千二百円」に改める。

第十条第五項中「二百四十四万四千四百円」を「二百四十五万七千六百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百三十三万三千二百円」を「七百三十七万二千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第五条第一項及び第二項の規定は、令和二年四月以後の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

3　改正後の第七条第一項、第九条第一項及び第十条第五項の規定は、令和二年四月以後の月分として支払われる法による障害年金、障害児養育年金及び遺族年金の額（以下「年金の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる年金の額については、なお従前の例による。

4　改正後の第十一条第二項の規定は、令和二年四月一日以後の死亡に係る法による遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十三号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万六千八百円」を「三万七千円」に改め、同項第二号中「三万四千八百円」を「三万五千円」に改め、同項第三号中「三万六千八百円」を「三万七千円」に改め、同項第四号中「三万四千八百円」を「三万五千円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百二十二万二千八百円」を「百二十三万円」に改め、同号ロ中「九十七万九千二百円」を「九十八万四千円」に改め、同項第二号イ中「百五十七万二千円」を「百五十八万千六百円」に改め、同号ロ中「百二十五万八千八百円」を「百二十六万六千円」に改め、同条第四項中「八十四万三千六百円」を「八十四万四千三百円」に、「五十六万二千四百円」を「五十六万二千四百円」に改め、同条第五項中「三百九十一万四千四百円」を「三百九十三万二千四百円」に改め、同号ハ中「二百三十四万八千四百円」を「二百三十四万六千四百円」に改め、同項第二号イ中「五百三万二千八百円」を「五百五万六千八百円」に改め、同号ロ中「四百二万六千円」を「四百四万五千二百円」に改め、同号ハ中「三百一万九千二百円」を「三百三万四千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万三千六百円」を「八十四万四千三百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百九十一万四千四百円」を「三百九十三万二千四百円」に改め、同号ロ中「三百十三万二千円」を「三百十四万六千四百円」に改め、同号ハ中「二百三十四万八千四百円」を「二百三十六万四百円」に改め、同項第二号イ中「五百三万二千八百円」を「五百五万六千八百円」に改め、同号ロ中「四百二万六千円」を「四百四万五千二百円」に改め、同号ハ中「三百一万九千二百円」を「三百三万四千八百円」に改め、同条第四項中「八十四万三千六百円」を「八十四万四千三百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千四百二十万円」を「三千四百四十万円」に改め、同号ロ中「二千五百七十万円」を「二千五百八十万円」に改め、同項第二号中「四千四百万円」を「四千四百二十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十九万六千円」を「二百八十万九千二百円」に改め、同項第二号中「二百二十三万六千八百円」を「二百二十四万七千六百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百四十四万四千四百円」を「二百四十五万七千六百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百三十三万三千二百円」を「七百三十七万二千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第十一条の規定は、令和二年四月以後の月分の予防接種法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。

3　改正後の第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第四項、第二十一条第二項並びに第二十四条第五項の規定は、令和二年四月以後の月分として支払われる法による障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額（以下「障害児養育年金等の額」という。）について適用し、同年三月以前の月分として支払われる障害児養育年金等の額については、なお従前の例による。

4　改正後の第十七条第四項及び第二十六条第三項の規定は、令和二年四月一日以後の死亡に係る法による死亡一時金及び遺族一時金の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

5　予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千四百万円」を「四千四百二十万円」に改める。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十四号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万六千八百円」を「三万七千円」に改め、同項第二号中「三万四千八百円」を「三万五千円」に改め、同項第三号中「三万六千八百円」を「三万七千円」に改め、同項第四号中「三万四千八百円」を「三万五千円」に改め、同条第二項中「三万六千八百円」を「三万七千円」に改める。